

告示

埼玉県告示第千八百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任し
た者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 飯塚精一 埼玉県羽生市北二丁目二番四号

同 堀口喜司 同 大字上岩瀬二千六百七十五番地一

同 今井義郎 同 同 上川俣千四百四十二番地

同 吉岡榮市 同 同 秀安百十五番地

同 坂田修一 同 同 北荻島七百十番地

同 五月女行一 同 同 今泉千百五十二番地

同 奥澤武 同 同 三田ヶ谷五百二十四番地

同 田口政夫 同 同 堤五百四十二番地一

同 三井保男 同 同 加須市大越六百十二番地

同 小林良照 同 同 中樋遣川千七百十番地

同 内田清 同 同 不動岡千六百八番地

同 田村喜成 同 同 下三俣千八百八十八番地

同 大竹義男 同 同 杓子木四百五十四番地

同 吉澤安夫 同 同 細間千九十九番地

同 染谷博 同 同 北平野二百二十三番地一

同 丸山辰夫 同 同 中渡六十番地一

同 橋本武雄 同 同 久喜市高柳九百九十七番地

同 山田加藏 同 同 栗橋千四百五番地

同 遠藤伸一 同 同 中里千百九十八番地

同 遠藤伸一 同 同 羽生市大字下手子林三百九十四番地

同 松村邦雄 同 同 加須市多門寺百九十四番地

同 籠宮博 同 同 久喜市新井四百二番地一

員外理事 本陽一 同 加須市久下三丁目四百三十一番地

同 大橋良一 同 同 川口千六百三十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯塚精一	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	奈良原良夫	同 大字下岩瀬四百六十四番地
同	今井義郎	同 同 上川俣千百四十二番地
同	吉岡榮市	同 同 秀安百十五番地
同	坂田修一	同 同 北荻島七百十番地
同	杉山裕	同 同 藤井上組百三十三番地
同	河田昌	同 同 三田夕谷二百七十二番地
同	尾上隆男	同 同 同 下村君二千三百二十二番地一
同	三井保男	同 同 加須市大越六百十二番地
同	齊藤香	同 同 上樋遣川三千七百十七番地
同	矢嶋正夫	同 同 下谷七十三番地
同	田村喜成	同 同 同 下三俣千百八十八番地
同	大竹義男	同 同 同 杓子木四百五十四番地
同	吉澤安夫	同 同 同 細間千九十九番地
同	蓮見功	同 同 同 琴寄八百二十四番地
同	丸山辰夫	同 同 同 中渡六十番地一
同	金井榮治	同 同 同 久喜市佐間四百八十四番地
同	山田加藏	同 同 同 栗橋千四百五番地
同	山田達雄	同 同 同 中里五十二番地
監事	塩原隆夫	羽生市大字喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	谷川幸夫	加須市杓子木三百六十五番地
同	籠宮博	久喜市新井四百二番地一
員外理事	野本陽一	加須市久下三丁目四百三十一番地
同	大橋良一	同 川口千六百三十三番地